新型コロナウイルス感染症に係る出欠席の取扱等について

狛江市教育委員会

1 児童・生徒等の感染が判明した場合の連絡

○児童・生徒等や教職員の感染が判明した場合には、医療機関から本人(や保護者)に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届出がなされる。学校には、通常、本人(や保護者)から、感染が判明した旨の連絡がされることになる。感染者本人への行動履歴等のヒアリングは、保健所が行うことになる。

2 出席停止の取扱・登校の判断

○児童・生徒の感染が判明した場合、児童・生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合など、下記のような状況が発生したときは、校長は、当該児童・生徒に対し、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条に基づく出席停止の措置を取る。

(1) 児童・生徒の感染が判明した場合や児童・生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合等

状況	措置	出席停止の期間
児童・生徒の感染が判	当該児童・生徒等に対して出席停止の措置を行う。	治癒するまで
明した場合		
児童・生徒が感染者の	多摩府中保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確	感染の有無等、
濃厚接触者に特定され	認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの	状況が明らかに
た場合	間、当該児童・生徒等に対して出席停止の措置を行う。	なるまでの間、
		または最後に濃
		厚接触をした日
		から起算して2
		週間
日常的に医療的ケアが	医療的ケア児童・生徒が在籍する学校においては、地域	主治医等が登校
必要な児童・生徒で重	の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導	すべきでないと
症化するリスクが高い	医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登	判断した期間
場合	校の判断をする。	
基礎疾患等のある児	基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児	主治医等が登校
童・生徒で重症化する	童・生徒等についても、地域の感染状況を踏まえ、主治	すべきでないと
リスクが高い場合	医や学校医に相談の上、個別に登校の判断をする。	判断した期間
児童・生徒が海外から	国や地域を問わず、海外から帰国した児童・生徒について	帰国日から2週
帰国した場合(国や地	は、帰国後2週間は保護者等との連絡を密にし、外出を控	間
域を問わず)及び児	え、自宅に滞在するよう要請する。これらの場合の出欠の	
童・生徒が海外から帰	扱いは「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非	同居の家族等の
国した家族と同居した	常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができな	帰国日から2週
場合(国や地域を問わ	い事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよい	間
ず)	日と認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」と	
	はせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。	

(2) その他の状況

状況	措置	出席停止の期間
児童・生徒が発熱等の	指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず、「出席停止・	かかりつけ医、学
風邪の症状が確認さ	忌引等の日数」として記録する。	校医等が登校す
れ、学校に出席させな		べきでないと判
かった場合		断した期間
児童・生徒と同居する	校長と学校医、当該児童・生徒の保護者が相談の上、登校	
保護者等が濃厚接触者	の判断を行う。出席させない場合は、出席停止の措置を行	
に特定された場合	う。	
感染症の予防上、保護	新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防上、	
者が児童・生徒等を出	保護者が児童・生徒等を出席させなかった場合の出欠の扱	
席させなかった場合	いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日とし	
	て扱うことができる。その際、指導要録上の取扱いは「欠	
	席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録	
	する。	
登校時及び学校内で、	当該児童生徒等を安全に帰宅させ、かかりつけ医、学校医	かかりつけ医、学
児童・生徒に発熱等の	等が登校すべきでないと判断した期間、自宅で休養するよ	校医等が登校す
風邪症状が発生した場	うにする。この場合、指導要録上は、「欠席日数」とせずに、	べきでないと判
合	「出席停止・忌引等の日数」として記録する。	断した期間

※なお、上記以外で判断が難しい状況については、教育委員会へ相談し、個別に対応を決定する。